

民数記を学ぶ (5)

塩野和夫

第9章 荒野の旅の帰結

1 シホンとオグの国 — 東ヨルダン —

(1) 約束の地への入り口

イスラエルは40年間も荒野の旅を続けていた。それは神から約束されたカナンの地に入るためであった。神はエジプトで奴隷であったイスラエルを解放し、荒野の旅で神の民として訓練し、カナンの地を与えると約束された。だからカナンは神から約束された地、神の祝福を受け、永住すべき土地であった。

聖書はカナンをかなり広い範囲で語っている。しかし、実際にはガリラヤ湖の盆地が尽きるあたりが北の端、東はヨルダン川、南は死海の西側、西は地中海の沿岸に囲まれた土地である。

イスラエルは東側からカナンに入るコースを取った。すると、約束の地に入る入り口はヨルダン川の東側となる。つまりヨルダン川の東側からヨルダン川を渡って、カナンに入ろうとした。

そうだとすると、最後の宿営地はヨルダン川の東側である。実際はヨルダン川の東側、ヤボク川とアルノン川との間、そのあたりにイスラエルは宿営し、カナンに入っていった。

(2) シホンとオグに対する勝利

聖書は約束の地カナンに入るためにイスラエルは戦わないで、平和の民として行進したことを強調している。エドム人の地を通過する際にも、モーセがエドムの王に平和的に通過させてほしいと申し出た記事を記している（民数記20

章14～21節)。アモリ人の王シホンに対しても平和的に通過させてほしいと願っている（民数記21章21～22節）。

しかし、現実にはイスラエルが願ったように通過することはできなかった。ほとんどの国が軍隊を国境まで送ってきて戦う姿勢を示したからである。そこでイスラエルは戦いを避けてその国を通ることはしないで迂回してカナンを目指した。

けれども、シホンとオグの場合は違った。彼らはヨルダンの東側、イスラエルが最後に宿営したいと願った土地の王であった。彼らもまたイスラエルと戦うために出てきた。

イスラエルはシオンと戦い、オグと戦い、決定的な勝利を得る。それらの戦いを望んだわけではない。しかし、勝利によって東ヨルダンの土地がイスラエルの所有となった。約束の土地に入る前にイスラエルは東ヨルダンの地を手に入れたのである。

(3) 東ヨルダンの土地分与をめぐって

その土地がもしカナンからはるかに離れた場所にあったならば、イスラエルはしばらく宿泊した後に離れて行ったに違いない。けれどもそこはカナンへの入り口、ヨルダン川をはさんでカナンの隣だった。しかも、牧畜に適した土地であった。

だから、イスラエルの中からここに永住したいと希望を申し出る者が出てきた。約束の地ではないが、その隣でしかも牧畜をする者にとってふさわしいという申し出であった。

本来はカナンに入った後にカナンの土地を各部族に分け与えるはずであった。ところが、カナンに入る前に土地分与の申し出が出た。だから、東ヨルダンの土地分与はカナンの土地分与に先立つ。したがって、ここでカナンの地における土地分与の基本を示さなければならない。あやふやな希望に従って土地を分与し、イスラエルとして最も大切な事柄が脅かされてはならない。

2 共同体の約束 民数記32章

(1) ガドとルベンの要求 1～5節

民数記32章の学びに入る。

その時、イスラエルは荒野の旅の最後の宿营地東ヨルダンにいた。約束の地カナンはヨルダン川を渡れば目の前だった。しかも、シホンとオグに対する勝利によって東ヨルダンはイスラエルの所有地となっていた。

するとルベンとガドの人々が言った。「もし、わたしたちがあなたの恵みを得ますなら、この土地を所有地として、僕どもにお与えください。わたしたちにヨルダン川をわたらせないでください」(32章5節)。

彼らの言い分はこうである。「この土地は家畜を飼うのに適している。イスラエルの中でも多くの家畜を飼っているのは私たちです。ですから、わたしたちにこの土地を与え、家畜を飼い、永住させてください」。

さらに彼らはヨルダン川の東側がいいので、「ヨルダン川を渡らせないでください」とも申し出た。

(2) モーセの不安 6～15節

モーセはルベンとガドの申し出を聞いて、不安を感じた。何十年も昔に荒野からカナンを偵察したことがあった。あの時、人々はカナンに住む人を恐れて入ることができなかった。40年に及ぶ荒野の旅はそうにして主の約束に立つことができず心を弱くしたイスラエルに対する罰則でもあった。

だから、「わたしたちにヨルダン川を渡らせないでください」(5節b)と聞いたモーセが思い出したのは心をひるませたイスラエルの民であった。けれども、決して同じ過ちを繰り返してはならない。

モーセはまたルベンとガドの2部族が恐れを感じ「ヨルダン川を渡らせないでください」と申し出ているのであれば、その不安はイスラエル全体に広がりかねないと考えた。そこでモーセは「なぜ、主が与えてくださる土地に渡って行こうとするイスラエルの人々の心を挫くのか」(7節)と2部族をいさめた。

(3) 共同体の約束 16～27節

しかし、モーセの不安はあたらなかった。ルベンとガドの申し出は家畜を飼うのにヨルダン川の東側が適しているためであった。彼らはカナンの地に入るのを恐れていたが、彼らがイスラエルに脅威を感じさせることではなかった。

そこでモーセはルベン族とガド族と約束をした。イスラエルがカナンに入っていく時にはルベンとガドの部族も戦いに参加すること、そのことを条件としてヨルダン川の東側をルベンとガドの部族に与えると約束した。

ところで、2部族と約束を交わす際にもモーセは注意深く警告した。「しかし、そのとおりにしないなら、あなたたちは主に対して罪を犯すのであり、その罪は身に及ぶことを知るがよい」(23節)。

最後までイスラエルの共同体が崩れないようにモーセは細心の注意を払っているのを見ることができる。

(4) 後継者たちの約束 28～32節

モーセは彼の後継者であるヨシヤと祭司エレアザル及び諸部族の家長たちにルベンとガドをめぐって命じた。モーセはヨルダン川を渡る前に死ななければならないからである。

したがって、カナンの地の征服と土地分与はモーセ以降の指導者の手に委ねられる。こうして東ヨルダンの土地分与はイスラエル全部族の出来事となった。

ここにはイスラエル全部族に不安を与えることなく一部の部族に対して土地分与が行われる様子を記している。それはイスラエル全体にとってふさわしい出来事であった。

(5) 東ヨルダンの土地分与 33～42節

テキストはルベンの子孫とガドの子孫、それにマナセの子孫の半部族がヨルダン川の東に土地を分与された様子を記している。

エジプトを脱出した40年前にイスラエルは流浪の民であった。しかも、当時の様子を知る者はモーセを除いて誰もいなかった。しかし、神の約束の歴史を



モーセの最後の指導

継いだ人々はついに永住の土地を与えられることとなった。

イスラエルにはその時大きな喜びがあった。

3 荒野の旅の帰結

民数記32章の学びをまとめておこう。

(1) 民数記の主題

まず、モーセの不安についてである。モーセの不安が何であったのかを知るためには民数記の主題を確認する必要がある。

民数記の主題は共同体、それも神の共同体であった。荒野の40年の旅を続けるためには「共に」共同体として整えられる必要があった。モーセの40年の労苦もイスラエルを神にある共同体として守り導くことにあった。

だからこそ、共同体が危機に立たされるかもしれない時にモーセは非常な不

安を感じざるをえなかった。

モーセの不安から学ぶことができる。教会は神にある共同体である。神から召しを受け、使命を受け、目的を与えられた共同体である。そのような共同体として歩み続ける。それは民数記の主題と変わらない。

(2) 共同体における個と全体

イスラエルが共同体として結集するために個々が犠牲になってはならない。ルベンやガドは共同体の一員であることを自覚していた。だから、彼らは共同体のための戦いに進んで参加した。それと共に、自分たちの希望を自由に申し出ることができた。

教会も同様である。共同体としての教会は個々の奉仕によって成り立っている。だから、教会は奉仕を求めている。同時に、教会の存在は信仰者への祝福を抜きにしては成り立たない。神への信仰において個と全体が調和しているところに教会の姿がある。

(3) 土地分与 — 荒野の旅の帰結 —

共同体として荒野を歩んだ帰結として与えられたのが約束の地の土地分与である。それはイスラエルが神の民として永住するために与えられた土地であった。40年に及ぶ長い道のりであったからこそ、その時イスラエルは大きな喜びに浸ったに違いない。

イスラエルの喜びも教会の歩みへの比喩としてある。教会もついに約束を全うされる時が来る。それはすでに地上の歩みにおいても与えられている。と同時に、この喜びは地上の旅の向こうに与えられるものでもある。だから、地上における信仰者はその喜びを目指して荒野の旅を続けていく。

4 覚えましょう

(16) わたしたちは、武装してイスラエルの人々の先頭に立って進み、彼らをその所に導いて行きます。 民数記32章

モーセはルベンとガドの申し出に不安を感じた。しかし、彼らは正しくモーセの不安に答えている。つまり、ヨルダン川の東側に土地を希望するだけでなく、共同体の一員としても任務に当たると言うのである。共同体であることが尊重されなければイスラエルは成り立たない。それと共に、イスラエルは個々の自由を尊重しなければならない。

第10章 逃れの町

1 課題 — 復讐心をめぐって —

(1) 復讐心

民数記学びの最後になる。

民数記は荒野の旅からイスラエルが約束の地に入ろうとする時までを描いていた。そんなイスラエルに求められたのは、神の共同体として整えられることである。

だから、シナイを出発するにあたって何よりも共同体として整えられ、共同体として40年に及ぶ荒野の旅を続け、ついに約束の地を目前にした。すでにヨルダンの東側には2部族半が定着し、カナンの地でもそれぞれが生活する場所が指定されていた。

こうして民数記の主題は終了した。

ところが、ここにもう一つ民数記が扱っている事柄があった。復讐心をめぐる課題である。

復讐心をめぐる問題の解決がつかないところに端的に人間の課題が現れている。人から受けた仕打ちを人間は容易に忘れることができない。「仕返しを」と思うのである。こうして復讐心にとらわれた人間の関係は悪循環していく。

「目には目を、歯には歯を」という規定がある。これも悪循環を断つための規定であった。つまり、「目を痛められたならば目を、歯を傷つけられたならば歯を傷つけてよい」という規定はそれ以上の仕返しを禁じている。

しかし、もっと深刻な課題があった。「殺人」である。家族を殺された時に

人は復讐しないではおれない。しかし、それが偶然の事故であったならば殺してしまった人の命も守られなければならない。

(2) 2つの伝統

殺人をめぐる古くから2つの伝統があったと言われている。

1つは聖所である。聖所は逃れの町として、もし聖所に逃れたならばその人は守られなければならないという伝統があった。つまり聖所は人の生命を断つことのできない場所であり、そこでは生命が守られるという安心感があった。

もう1つの伝統は被害を受けた者の家族は血の報復の義務を負い、相手の生命を狙わなければならないという伝統である。

これら2つの伝統は明らかに矛盾している。したがって、殺人が意図的であっても偶然であっても、生命を守ろうとする立場と奪おうとする者の間に新しい争いと恐怖が生じた。

逃れの町の規定はこのような怖れを取り除いて適切な処置をはかろうとした。

(3) 逃れの町の実際と特徴

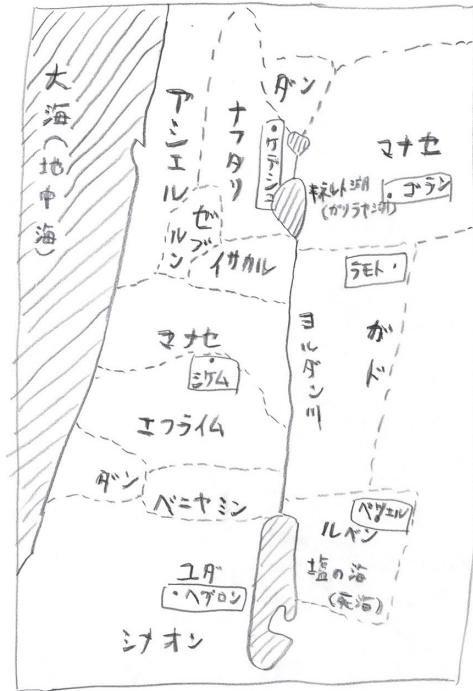
逃れの町の実際と特徴を見ておこう。

ヨシュア記20章に逃れの町の場所が記されている。すなわち、ガリラヤのケデシュ、エフライム山地のシケム、ユダの山地のヘブロン、ルベン族に属する台地のベツェル、ガド（ギレアド）のラモト、それとゴランの6つの町である。

これら6つの町はいずれも聖所と呼ばれていた。それらは小さいながらも神殿があって、神を礼拝していた。つまり、恐怖から救われるために逃れていく先はいずれも聖所であった。

6つの町はイスラエルの各地に点在している。そのためにイスラエルのどこからでも一日歩けば行くことができるようになっていた。

ここに逃れの町の特徴がある。



イスラエル12部族と6つの逃れの町

2 逃れの町 民数記35章

(1) レビ人の町の規定 1～8節

まず、レビ人の町の規定である。

イスラエル12部族にはそれぞれに土地が配分された。ところが、レビ人は配分から取り残されていた。レビ人は神に仕え、人々から生活に必要なものを受け取るのが相応しいと考えられていたからである。

そこで、レビ人は1か所にまとまるのではなく、イスラエルの各地に48か所の町を与えられた。町の周辺に放牧地も与えられる。1,000アンマとは約450メートルである。町の城壁から1,000アンマの放牧地がレビ人の所有となる。そこでレビ人は家畜を飼った。

こうしてレビ人は各部族の中に町を所有して生活し、祭司としての役目を人々に対して果たした。

レビ人の48の町の中には6つの逃れの町もあった。

(2) 逃れの町 9～15節

次いで、逃れの町を設ける理由が記されている。

「誤って人を殺した者」、つまり殺そうとする意図はなかったにも関わらず偶然に殺人を犯してしまった者、そのような人の命は守られなければならない。特に会衆の前で適切な裁きが行われるまで命を守られるように逃れの町が設けられる。

それはヨルダン川を挟んで、西に3か所、東に3か所の合計6か所である。

さらに、逃れの町はイスラエルの人々に対してだけではなく、他国の人が及び寄留者のためにも適用された。

こうして偶然に殺人を犯してしまった人の命が、イスラエル人であろうと外国人であろうと守られることとなった。

(3) 故意の殺人の場合 16～21節

裁きによって殺人が許される場合を述べている。つまり、故意に人を殺した場合にその命は保障されないという規則である。

鉄の道具や人を殺せるほどの石、あるいは木の道具で意図的に人を殺した者は故意の殺人者である。そのような人に対して殺された側の家族は復讐心を持ってその人を殺すことが認められている。

殺された側の心の痛みに正当性を与えているのである。

(4) 人命の保護 22～28節

ところが、殺人にも予期しない事故の場合がある。

このような場合、人はまず逃れの町へ行き、復讐の難を避けた後に共同体の前で裁きを受ける。共同体は彼が故意の殺人者であるかそうではない偶然の出

来事であったかを判断する。

偶然の出来事であった場合には、復讐心を持つ人の手から救われる。彼は再び逃れの町へと逃げる。そして、大祭司が亡くなるまでは逃れの町に留まる。大祭司が亡くなった時に彼は自分の町へ帰ることを許される。

ただし、大祭司が活着ている間に逃れの町の外で復讐心を持った者と出会った場合、彼が殺されても血を流した人の罪は問われない。

ここでは明らかに偶然に人を殺してしまった者の側に立って人命の尊重が考えられている。

(5) 法の定めぬ追加 29～34節

原則に加えていくつかの法の定めぬ追加が語られる。人命にかかわる事柄であるためである。

証言は一人ではいけない。客観性が必要だからである。また、重大な裁きを曲げてしまうようなわいろをとってはならない。さらに、わいろによって大祭司が亡くなる前に自分の町へ帰ることを許してもならない。

このような規定を加えたうえで「主であるわたしがイスラエルの人々のただ中に宿っているからである」(35章34節後半)と結ばれている。

3 間に立つ神

学びをまとめておく。

(1) なぜ、「逃れの町」なのか

まず、「逃れの町」の必要性である。すでに民数記の主題は終わっているにもかかわらず、なぜ逃れの町の記述が加えられているのか。それは復讐心の悪循環を押さえられなければ共同体の傷になるからである。

人間の社会には予想もしない出来事があり、それをめぐって人間の思いが複雑に激しくぶつかる。それが人の命に関わることであれば、後に引くことはできない。

そのように困難な課題の取り扱いがイスラエルの共同体の問題を端的に示している。

(2) 基本的立場 — 人命の尊重 —

その上で、「逃れの町」の基本的立場は人命の尊重にあったことが確認できる。

肉親を失った者の悲しみは深い。そこから復讐心が湧き上がってくることを聖書は認めている。それにもかかわらず、それが偶然の事故であったならば人の命は守られなければならない。その人の生活から恐怖や不安も除かれなければならない。

これが人命の尊重である。憎しみや悲しみが行きかう中で、「逃れの町」の規定で示されているのは人命の尊重の原則である。

(3) 他国人、寄留者への適用

聖書は人命の尊重を他国人や寄留者にも適用する。イスラエル人と同様に彼らの命も尊重しなければならないからである。

これはすぐれた法の適用と言える。

現在、教会の中でも外国人に対する指紋押捺を問う声が強い。外国ではほとんど実施していないこの制度が日本にはあって、外国人の痛みとなっている。教会関係者でこれを拒否する人がいる。

(4) 間に立つ神

「逃れの町」が聖所に設けられていた事実も重要である。

命を求める者と生きていと願う者の間に最終的に立たれるのは神である。人間にはどうしても収まらない感情がありぶつかり合う現実の中で、神が間に立たれる。そうして、命が守られる。

それは一貫した真理である。

4 覚えましょう

(17) 過って人を殺した者はだれでもそこに逃れることができる。民数記35章

過って人を殺した者に罪は問われない。しかし、彼をめぐって激しい思いが行きかう。殺された肉親は復讐心に囚われる。そのような現実にあって人々の間に神が立たれる。人間では解決できない現実にあって、神が間に立ち人の命を守って下さる。